

一般社団法人さざれいしジャパン 会員規約

第1章 総則

(目的)

第1条 この規約は、一般社団法人さざれいしジャパン（以下、「当法人」という）の会員制度について定めるものである。

(会員)

第2条 会員は、当法人定款第3条に定める通り、当法人の目的に賛同して入会した法人および団体とする。

第2章 入会・退会

(入会)

第3条 当法人の会員になろうとするものは、別添の入会申込書を当法人に提出し、定款第7条に定めるように理事会の承認を得なければならない。

(入会申込の不承認)

第4条 当法人の会員になろうとする者に、以下の行為が認められた場合、入会申込の承認を得られないことがある。

- (1) 入会申込書に、虚偽の記載、誤記、記入漏れのあった場合
- (2) 入会申込書提出後、一定の期間を経過しても会費の納入がなされない場合
- (3) 過去に当法人から会員資格を取り消されたことがある場合
- (4) その他、当法人が会員と認めることを不相当と判断した場合

(入会金および会費)

第5条 入会金および会費に関する細則は、定款第7条により理事会の決議を経て別に定める会費規程による。

(有効期間)

第5条 本規約に基づく会員有効期間は入会日から同一事業年度内とする。

- 2 期間満了日の2ヶ月前までに、会員から当法人に対し、退会届を提出した場合を除き、更に会員期間を1年間ずつ自動更新するものとし、以後も同様とする。

(変更の届出)

第6条 会員はその名称、法人および団体会員代表者、住所、連絡先等、当法人への届出事項に

変更が生じた場合には、速やかに所定の登録事項変更届を代表理事に提出するものと

する。

- 2 会員が、前項1項の変更申込を行わなかったことにより、不利益を被った場合でも、当法人はその責任を一切負わないものとする。

(退会)

第7条 会員は、別添の退会申込書を当法人に提出することにより、退会することができる。

(会員資格の取消)

第8条 当法人は、会員が次の各号の一つに該当すると認めた場合、会員資格を取り消すことができる。

- (1) 定款、本規約又はその他当法人が定める規約に違反したとき
- (2) 他者または当法人の名誉、プライバシー、著作権、肖像権の侵害および、信用等を傷つける行為、または会員としての品格を損なう行為があったと、当法人が認めたとき
- (3) 会費の納入が、督促後3ヶ月以上遅滞したとき
- (4) 当法人のサービスを通じて、他会員の連絡先、プロフィール等の個人情報を収集する行為。また入手した情報について複製・公開・配布・出版・販売等を行う行為があったとき
- (5) 法令もしくは公序良俗に反する行為を行ったとき
- (6) 会員資格に基づく一切の権利または義務を、第三者に譲渡し、貸与しまたは担保当に供する行動があったとき
- (7) 差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分等を受けたとき、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別精算開始等の申立てをなし、もしくはこれを受けたとき、または競売の申立てを受けたとき

第3章 守秘義務

(守秘義務)

第9条 各会員は、当正会員から機密である旨の表示又は指定をして機密情報として提供された資料及び情報を、最初に提供を受けた日より2年間、機密情報として取り扱い、不要となった場合速やかに提供をした他の会員に返却または消去するものとする。各会員が当法人から脱退する場合は、その時点で保持している機密情報をすべて返却または消去すること。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、この限りでない。

- (1) 知得時に公知であるもの
- (2) 知得後に自己の責によらず公知となったもの
- (3) 知得時に既に保有していたことが書面により明らかなもの

- (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を課せられることなく適法に知得したもの
- (5) 機密情報に接した者の記憶に留まる、機密情報に含まれるアイデア、コンセプト、ノウハウ
- (6) 秘密情報に接した受領当事者の従業員の記憶に留まる、開示当事者の秘密情報に含まれるアイデア、コンセプト、スキルおよび知識

第4章 個人情報保護

(個人情報の保護)

第10条 各会員は、当法人の業務活動上知り得た、または取得した会員情報の取り扱いについて、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 適切かつ適法な手段によって取り扱うこと
- (2) 当法人の管理下にある他の会員の個人情報に対し、他から不正アクセスや、紛失、破壊、漏洩などのおそれがある場合は、自ら適切な措置を講ずること
- (3) 個人情報に関する法令およびその他の規範を遵守すること

第5章 反社会的勢力の排除

(反社会的勢力の排除)

第11条 各会員は、現在、自らが「反社会的勢力」でないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 各会員は、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為を行わないものとする。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
- (5) 前各項に準ずる行為

第6章 規約の追加・変更

(規約の追加・変更)

第12条 本規約に定めのない事項については、理事会の決議により定めるものとする。

第7章 免責および損害賠償

(免責および損害賠償)

第13条 戦争・テロ・暴動・労働争議・地震・噴火・洪水・津波・火災・停電・コンピュータのトラブル・通信回線のトラブル・システムの保守点検・更新等によりやむを得ず会員サービスを変更、中止または一時停止せざるをえなかった場合、当法人は、一切責任を負わないものとする。

2 会員は、当法人が提供する特典および当法人の活動に関連して取得した資料、情報等について、自らの判断によりその利用の採否・方法等を決定するものとし、これらに起因して会員または第三者が損害を被った場合であっても、当法人は、一切責任を負わないものとする。

3 会員間で紛争が発生した場合には、当該会員間で処理するものとし、当法人は、一切責任を負わないものとする。

4 会員と第三者との間で紛争が発生した場合には、紛争当事者である当該会員は、これを当法人に報告した上で、自己の責任において紛争解決するものとする。

5 本規約に違反した会員に対し、当法人はサービスの利用停止、会員資格の取り消し等の措置をとることがあるが、それによって生じたいかなる損害に対しても一切責任を負わないものとする。

6 登録メールやパスワードが第三者に利用されたことによって生じた損害等については、当法人に重過失がある場合を除き、当法人は一切責任を負わないものとする。

7 会員が退会・会員資格の取り消し等により会員資格を喪失した後も、本条、第9条および第10条の規定は継続して当該会員に対して効力を有するものとする。

附則

本規約は、平成27年1月15日から施行する。